

平成30年度青森県立六ヶ所高等学校いじめ防止基本方針

1 学校における基本方針

本校は、「基本的な生活習慣」の確立、キャリア教育の実践による「生きる力」の育成、「基礎学力」の定着と「生涯をとおり学び続けていく姿勢の確立」をめざし、教職員と生徒が信頼関係を構築しながら教育活動に取り組んでいる。安心・安全で居場所のある落ち着いた学校環境を維持できるよう、教職員は危機管理意識の徹底を図り、いじめの未然防止に努めなければならない。

学校は生徒にとって楽しく学び、生き生きと活動できる場所である。そのために、生徒たち一人ひとりを大切にし、生徒たちが自分の良さを見だし、それを伸ばし、存在感や自己実現の喜びを実感できるような環境にしなければならない。そして、その実現には、いじめや不登校の生徒はどこの学校にもある問題と捉え、それを防止し、また、根絶するように各HRや全校で取り組むことが大切である。

そこで、本校では、「いじめは絶対に許されない」行為であるという共通認識の上で、いじめについての校内指導体制を定め、「いじめの未然防止」を図りながら、「早期発見」に取り組むとともに、認知した場合に素早く「いじめ解消」とするための「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止に関わる4つの取組

学級経営の充実・集団の育成

- ・望ましい人間関係の構築
思いやり、生命、人権を大切にする指導の充実を図る
- ・規律と活気のある学級集団づくり
規範意識や社会性を身につけさせる指導の充実を図る

特別活動の活性化

- ・自主的、主体的な活動への取り組み
挑戦する、達成感・感動を味わう活動や行事を企画、体験する
- ・問題を解決する力を身につける
コミュニケーション能力や自己有用感等を高める活動をする

教職員の意識の向上

- ・生徒理解と情報の共有
生徒との信頼関係を構築し生活状況の把握に努める
- ・人権意識の向上
受容的、共感的な態度で生徒に接し、配慮に欠けた言動を見つめ直す

保護者・地域との信頼関係

- ・定期的な情報交換
学校の考え方や取り組みを家庭に周知し、取り組みに協力を求める
- ・共通認識と相互協力
学校と保護者・地域が積極的に相互協力できる関係づくりをすすめる

2 「いじめ」について

①いじめの定義「いじめ防止対策推進法の条文」

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②「いじめ」に対する基本的な考え方

「いじめ」は、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものである。

③「いじめ」の構造

-
- ・ 被害者
(いじめを受けている生徒)
 - ・ 加害者 (いじめている生徒)
 - ・ 観衆 (周りではやし立てる生徒)
 - ・ 傍観者 (見て見ぬ振りをする生徒)

いじめを受けている生徒といじめている生徒との関係だけで考えることはできない。

「観衆」や「傍観者」もいじめを助長する存在である。

また、いじめを受けている生徒といじめている生徒の立場が逆転する場合もある。

④「いじめ」の動機

- ・ 嫉妬心 (相手をねたみ、引きずり下ろそうとする)
- ・ 支配欲 (相手を思いどおりに支配しようとする)
- ・ 愉快犯 (遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- ・ 同調性 (強いものに追従する、数の多い側に入りたい)
- ・ 嫌悪感 (感覚的に相手を遠ざけたい)
- ・ 反発・報復 (相手の言動に対して反発、報復したい)
- ・ 欲求不満 (イライラを晴らしたい)

⑤「いじめ」の様態

- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする(暴力行為)。
- ・ 金品をたかられる(金銭強要)。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。
- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

・ **けんかやふざけあい。**

・ **犯 罪**

・ **深刻な苦痛を伴うもの**

・ **一時的・無意図的なもの**

3 校内指導体制

①生徒指導委員会

- 1) 学校全体の生徒指導に関わることについて、検討、審議する。必要によっては職員会議に原案を提案する。または、校長に答申する。生徒指導部主任、生徒指導部員、各学年主任で組織する。
- 2) 非行生徒についての指導処置や指導方法を学年から提出された原案をもとに検討審議し、職員会議に提案、決定された指導方針に基づく指導を行う。生徒指導部主任、生徒指導部係、各学年主任、当該ホームルーム担任で組織する。（必要な場合は支援委員会と連携を図る）

②支援委員会

- 1) 支援が必要であると思われる生徒が現れた場合に、学年の依頼により開催する。必要な場合は定期的な打ち合わせや情報交換を行う。
- 2) 支援の必要な生徒の特徴や困難さを示す要因を確認し、授業や生活指導での支援の進め方等を検討し、教職員、保護者で共通理解を図る。
- 3) 必要な場合は、個別指導計画の作成をサポートしたり、外部専門家と連絡を取り合い、助言してもらうように働きかける。
- 4) 教頭、生徒指導主任、保健主事、養護教諭、関係学年主任、必要に応じてホームルーム担任・部活動顧問等で組織する。

③いじめ防止委員会

日常からいじめを未然に防止し、早期に発見するためにいじめ防止委員会を設置する。教頭、ハートフルリーダー、生徒指導部主任、生徒指導部員、養護教諭、学年主任で組織する。必要な場合はいじめ防止専門員を入れて未然防止の活動内容を見直しする。

- 学校いじめ防止基本方針（年間指導計画を含む）の作成および見直し
- 校内研修会の企画、立案
- 学校生活アンケートの作成、調査、集計、報告等の情報整理・分析
- 要配慮生徒の状況把握、支援方針の検討・・・（支援委員会と連携）

④いじめ対策委員会

緊急時（いじめ認知時）、いじめ解決に向けて組織的に取り組む、いじめ対策委員会を設置する。校長、教頭、ハートフルリーダー、生徒指導部主任、学年主任、養護教諭、および該当生徒の担任で組織する。必要な場合は外部専門家（いじめ防止専門員）を入れて組織を運営する。外部専門家は管理職が選考・委嘱する。

- いじめ認知の報告する
- 職員の役割を検討・指示、調査方針、調査方法の検討、事実関係の把握
- 指導方針の検討（支援の対象ごとに指導方法を検討する）
 - ・特定生徒（被害生徒とその保護者、加害生徒とその保護者）
 - ・一部生徒（聴衆、傍観者）
 - ・全体（全校集会、学年集会、ホームルーム）
- 事態収束の判断

⑤校内分掌での対応

1) 《クラス担任》

- ホームルーム活動等において、クラス全体に「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を作り出す。また、生徒が豊かな情操や道徳心を培いながら、互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築き、いじめ問題を自分のこととして考え関わっていかうとする態度を身につけさせる。
- 生徒との信頼関係構築に努め、生徒が示す小さな変化や信号を見逃すことのないように心掛ける。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- 保護者との信頼関係を構築し、情報供給や情報発信をやりやすい環境づくりに努める。

2) 《養護教諭》

- 教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- 保健室利用生徒との雑談などから、その様子や内容に目を配る。いつもと違う変化に気づきながら、悩みなど聞く。
- スクールカウンセラーや外部専門家との連絡を取り合う。

3) 《ハートフルリーダー》《生徒指導部担当教員》

- いじめの問題についての校内研修を企画し、教職員間の共通理解を図る。
- 関係機関と連携を図り、情報収集等に取り組む。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施を計画的に取り組む。
- 休み時間や昼休みの校内巡視および、放課後や長期休業時の校外巡回を計画・実施し、生徒が生活する場の異状の有無を確認する。
- 生徒、保護者及び関係機関が、学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。また、必ず年度始めに説明する。

4) 《管理職》

- 全校集会などでいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という雰囲気を学校全体に作り出す。
- 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けるように教職員に働きかける。
- 生徒およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- 外部専門家の選考と委嘱。
- 生徒、保護者及び関係機関が、学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ取組状況や達成状況を評価し、いじめ防止のための取組の改善を図る。また、教員評価においても取組を評価する。

日常の校内指導体制

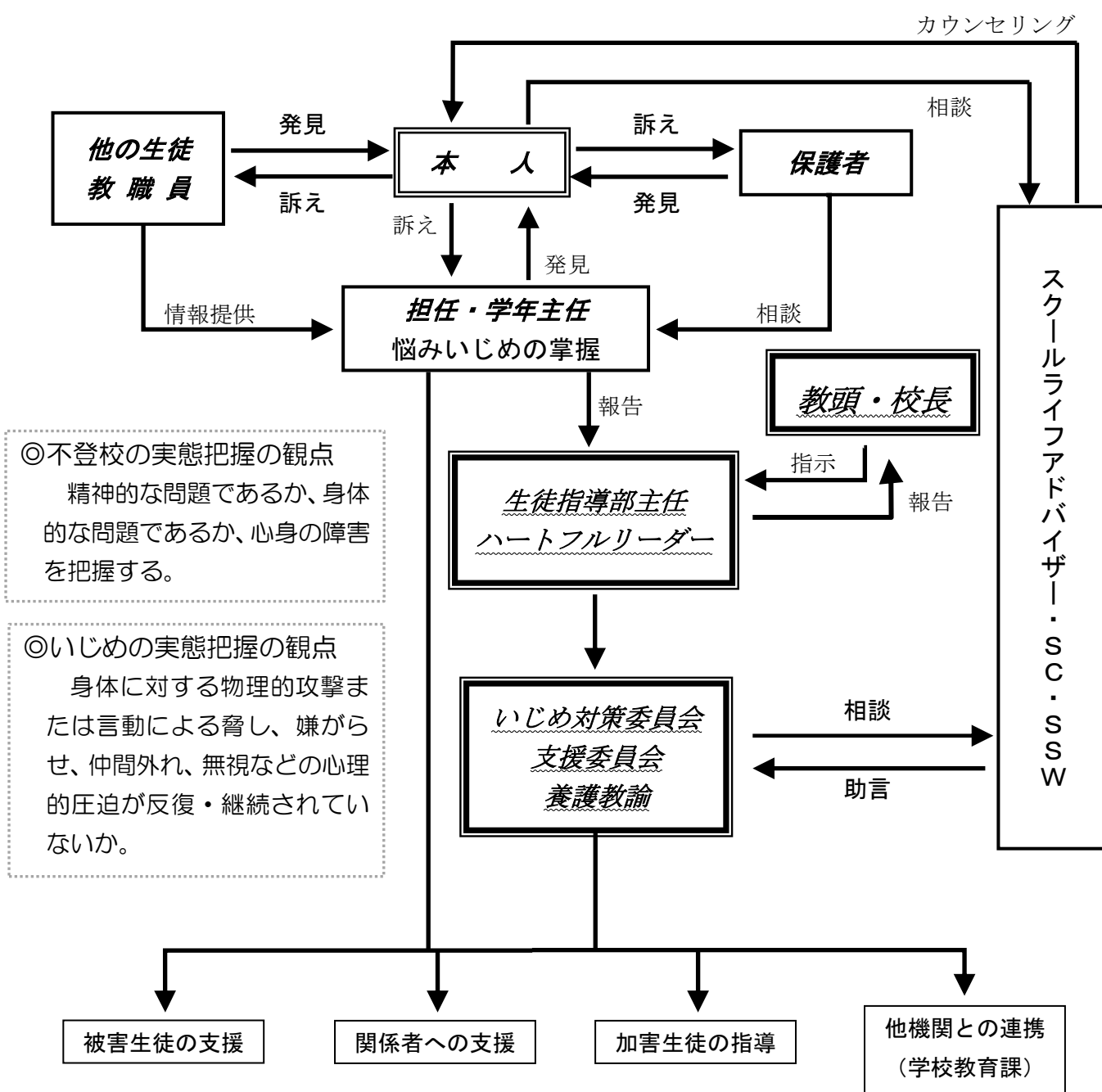
管理職

- ・ 学校経営方針
- ・ いじめ防止基本方針

いじめ防止委員会

いじめ未然防止のための取り組み

いじめ（疑い）の早期発見時の取り組み



4 「いじめ」の未然防止

①いじめ防止プログラム（年間指導計画）

時期	実施内容	場面	対象	主管
4月	いじめ防止基本方針の確認と共通理解	職員会議	教職員	生徒指導
	HR組織会（委員会・係決め、HRのルールづくり）	HR活動	全学年	学年
	第1回 いじめ防止委員会（組織会）	委員会	教職員	生徒指導
	保護者へ「いじめ防止基本方針」の説明	PTA総会	保護者	生徒指導
	個人面談（全学年）	放課後	全学年	学年
5月	防犯対策教室（野辺地警察署）「情報モラル教室」	HR活動	全学年	生徒指導
6月	第1回 PTA挨拶運動（保護者との連携）	登校時	全学年	渉外
	1学年 性教育講話（産婦人科医）	HR活動	1年生	保健
	地区PTA（保護者との情報交換）	各地区	保護者	渉外
	ハイパーQU（2, 3学年）	HR活動	2, 3年生	生徒指導
7月	第1回 学校生活・いじめアンケート（問題早期発見）	HR活動	全学年	生徒指導
	1学年 個人面談（コース選択）	放課後	1年生	学年
	こころの健康教育（上十三保健所）	HR活動	全学年	保健所
	第2回 いじめ防止委員会（アンケート結果について）	委員会	教職員	生徒指導
夏休み	3学年 三者面談（進路について）	夏休み	3年生	学年
8月	1学年 ハイパーQU	HR活動	1学年	生徒指導
9月	1学年 三者面談（コース選択）	放課後	1学年	学年
10月	第2回 PTA挨拶運動（保護者との連携）	登校時	全学年	渉外
11月	第2回 学校生活・いじめアンケート（問題早期発見）	HR活動	全学年	生徒指導
	個人面談（生徒理解）	放課後	全学年	学年
12月	第3回 いじめ防止委員会（アンケート結果について）	委員会	教職員	生徒指導
1月	2学年 三者面談（進路について）	放課後	1学年	学年
	第3回 PTA挨拶運動（保護者との連携）	登校時	全学年	渉外
2月	第3回 学校生活・いじめアンケート（問題早期発見）	HR活動	全学年	生徒指導
	個人面談（生徒理解）	放課後	全学年	学年
3月	第4回 いじめ防止委員会（アンケート結果、方針見直し）	委員会	教職員	生徒指導

②日常の取り組み

1) 規律と活気のある学級集団づくり

- ・規範意識や社会性を身につけさせる指導の充実を図る。
- ・望ましい人間関係（思いやり、生命、人権）の構築を大切にする指導の充実を図る。

2) 特別活動の活性化

- ・自主的、主体的な活動への取り組み。
- ・コミュニケーション能力や自己有用感等を高める活動をする。

3) 教職員の意識の向上

- ・生徒との信頼関係を構築し生活状況の把握に努める。（登校指導、昼休み巡回）
- ・受容的、共感的な態度で生徒に接し、配慮に欠けた言動を見つめ直す。

4) 保護者・地域との信頼関係

- ・学校と保護者・地域が積極的に相互協力できる関係づくりをすすめる。

5 「いじめ」の早期発見

・生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく、早期に対応することが重要である。

・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。そして、些細な兆候であっても、いじめでないかと疑いを持ち、早い段階からの確に関わりを持つ。また、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

・いじめを受けている生徒が、いじめを訴えやすい体制を整える。

(いじめアンケート、教育相談、電話相談窓口の周知など)

①いじめのサイン

1) いじめられている生徒のサイン

場面	サイン	チェック
登校時 朝のSHR	遅刻・欠席が増える	
	表情が暗く、どこことなく元気がない。うつむいている。	
	体調不良を訴える。	
	どこかおどおどしている。おびえているように感じる	
	教員と視線が合わない。	
	問いかげに答えようとしめない。(ごまかそうとする。)	
授業中	保健室への出入りが頻繁になる。	
	特定の生徒が発言すると笑いや冷やかしがおきる。	
	無視や周りからの賞賛や評価が得られない。	
	決められた座席と異なる席に着いている。	
	教科書・ノートが汚れている。忘れ物が多くなる。	
	準備や片付けなど一人で活動している。	
休み時間 (昼休み)	人のいない場所に行き、一人で時間をつぶしている。	
	制服が汚れたりしている。	
	ふざけ合っているが、表情がさえない。(不自然な笑み。)	
	昼食を教室で食べない。	
	昼食を他人に与えている。または他人に食べられてしまう。	
	自分以外の昼食を買い出しに行く。	
その他	班編成時に最後まで所属が決まらない。	
	傷やケガのあとがある。腕や足、手首など肌を隠そうとする。	
	今まで一緒にいた仲間と離れて活動する。	
	慌てて下校する。用もないのに学校に残っている。	
	嫌なあだ名が聞こえてくる。	
	席替えなどで、特定の生徒と近くになったことを嫌がる。	
	何かあると、特定の生徒の名前が出る。	
	壁等にいたずら、落書きがある。	

2) いじめている生徒のサイン

場面	サイン	チェック
授業中 休み時間	特定の仲間で集まり、ひそひそ話をしている。	
	ある生徒にだけ、異常に気を遣っている。	
	教師が近づくと、不自然に分散したりする。	
	自己中心的な行動が目立つ生徒がいる。(ボスの存在)	

3) 家庭からのサイン

サイン	チェック
学校や友人のことを話さなくなる。	
友人やクラス、教師の不満を口にすることが多くなる。	
朝、起きてこない。学校に行きたくないという。	
携帯電話におびえる。(不審メール、受信拒否)	
遊ぶ友人が変化する。	
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。	
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。(理由をごまかそうとする)	
持ち物がなくなったり、壊されたりする。また落書きがある。	
金銭を頻繁に欲しがる。	
食欲不振、不眠を訴える。	
成績が下がる。学習時間が減る。	

②学校生活アンケート

- 6月、11月に実施する。
- 生徒指導部がアンケートを集計し、アンケート結果を教職員で共有する。

③いじめアンケート

- 6月、11月、2月に実施する。
- 生徒指導部がアンケートを集計し、アンケート結果を教職員で共有する。
- アンケート集計後、いじめ防止委員会において、内容について検討し、今後の指導について確認する。
- 必要に応じ、県教育委員会へ報告する。

6 解決に向けた対応について

①いじめに関する情報の確認

- 1) いじめの訴えやいじめの疑いのある事象がある場合は、ホームルーム担任または学年主任、生徒指導部主任に報告する。
- 2) 生徒指導部主任は教頭・校長に報告する。
- 3) ホームルーム担任、学年主任が関係する生徒と面談し、事実確認や状況の整理をする。必要に応じて関係する教職員（学年団・部顧問等）と連携し、面談等を実施する。

②対応方針の決定・役割分担（いじめ対策委員会）

- 1) 情報の整理
 - ・いじめの様態、被害者、加害者、関係する生徒を把握する
- 2) 緊急度の確認
 - ・自殺、不登校、脅迫、暴行等の危険度を確認する
- 3) 調査方法の確認・留意事項
 - ・アンケート内容、事情聴取時の留意事項の確認
- 4) 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取 → 支援担当者、当該担任
 - ・加害者からの事情聴取 → 指導担当者、当該担任
 - ・周囲の生徒および全校生徒への指導 → 生徒指導部
 - ・保護者への対応 → 教頭、生徒指導部、当該担任
 - ・関係機関への対応担当 → 教頭、生徒指導部、養護教諭

③事実の究明

- 1) 事実の究明
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴くこと。（注意や説教等はしない）
 - ・事情聴取は、被害者 → 周囲にいた生徒（冷静に状況を捉えている生徒） → 加害者の順に行う。
 - ・「被害者生徒」に対しては、生徒の苦痛を共感的に理解しながら事実を確認していく。
 - ・「加害者生徒」に対しては、いじめは決して許されないという毅然とした態度で対応する。
- 2) 事情聴取時の対応の留意点
 - ・人目につかないような場所や時間帯に配慮し、安心して話せるように話しやすい教職員で対応する。
 - ・秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意を払う。
 - ・情報に間違いがないように、メモを取る。必要な場合は複数の職員で対応する。
 - ・聴取後は、保護者に連絡し迎えに来てもらう。また、自宅まで送り届ける等、配慮する。
 - ▼被害者と加害者が顔を合わせるような環境（同一の場所）で事情を聴かない。
 - ▼注意、叱責、説教をしない。（状況の確認を優先する）
 - ▼言い分を聞き、すぐに仲直りを促したりせず、ただ単に謝罪だけで終わらせるような指導をしない。
 - ▼当事者同士の話し合いだけで解決するように促すような指導はしない。

④支援と指導

1) 被害者生徒への対応

- ・学校はいじめを絶対に許さないことや生徒を全力で守っていくことを伝える。
- ・心配や不安を取り除くとともに、継続的に支援していく。(安全、安心の確保)
- ・今後の対策について共に考える。(人間関係の構築、心のケア)

2) 加害者生徒への対応

- ・学校はいじめを絶対に許さないことや生徒を全力で守っていくことを伝え、毅然とした態度で指導する。
- ・加害者の内面を理解しつつ、他人の痛みを知ることができるように根気強く指導する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努め、被害者の苦痛に気付かせる。
- ・不平不満や、満たされない気持ちをじっくり聴きながら、今後の生き方について考えさせ、立ち直りを支援する。

3) 観衆、傍観者への対応

- ・いじめは、学級や学年、学校全体の問題であることを理解させる。
- ・おもしろがって見ている。また、見て見ぬ振りをする。止めさせようとしなかったことに対しても良くない行為であることを理解させ、どのように行動するべきかを考えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。

⑤保護者への対応

1) 被害者生徒の保護者への対応

- ・複数の職員で対応する。保護者の話をじっくりと聴く。
- ・生徒の苦痛に対する理解を示し、学校は解決に向けて全力を尽くすことを伝える。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなど協力を求める。

2) 加害者生徒の保護者への対応

- ・事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるように教職員として努力していくことを伝え、そのために保護者の協力が必要であることを伝える。

⑥関係機関との連携

1) 教育委員会との連携(校長・教頭)

- ・いじめ事象の報告、関係生徒への支援と指導、保護者への対応方法等
- ・生徒指導支援グループの指導主事からの助言を受ける。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の支援を仰ぐ。

2) 警察との連携(生徒指導部)

- ・犯罪等の違法行為がある場合
- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合

3) 福祉・医療関係との連携(生徒指導部・養護教諭)

- ・養育環境の状況把握
- ・精神症状についての治療、助言、指導

7 重大事態への対応

①重大事態とは

- 1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合。
 - ・ 生徒が精神性の疾患を発症した場合。
 - ・ 生徒が身体に重大な障害を負った場合。
 - ・ 生徒が高額の金品を奪い取られた場合。
- 2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合。
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- 3) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。
 - ・ 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないままいじめの重大事態ではないと断言しないこと。

②重大事態時の報告

重大事態が発生した場合は、管理職が県教育委員会に迅速に報告する。

③重大事態時の調査

重大事態が発生した場合、学校の設置者が、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断し調査を実施し、事実関係を明確にする。

- 1) いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合。
 - ・ いじめを受けた生徒から十分に聴取する。また、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行う。（いじめを受けた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する。）
 - ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った生徒へのいじめ行為をやめさせる指導を行う。
 - ・ いじめを受けた生徒から事情や心情を聴取し、状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援をする。
- 2) いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合。
 - ・ 当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し調査に着手する。
 - ・ 調査方法は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などを行う。

緊急時の組織的対応

いじめの疑い（発生）時の取り組み

生徒指導部主任
ハートフルリーダー

報告

指示

教頭・校長

いじめ対策委員会

○構成員

校長、教頭、生徒指導部主任、学年主任、養護教諭、
および該当生徒の担任、外部専門家

○いじめ認知の報告

○職員の役割を検討・指示、調査方針、調査方法の検討

調査（全校生徒及び保護者を対象）

※複数の職員で対応

事実関係の把握

教頭・校長

【重大事態】教育委員会へ連絡

○指導方針の検討（支援の対象ごとに指導方法を検討する）

- ・ 特定生徒（被害生徒とその保護者、加害生徒とその保護者）
- ・ 一部生徒（聴衆、傍観者）
- ・ 全体（全校集会、学年集会、ホームルーム）

いじめ解決への指導・支援

○事態収束の判断

関係生徒の関係性が良好となっている。

収束

継続指導が必要

※3ヶ月を目安とする

教育委員会へ報告

教育委員会
へ連絡

職員会議

関係機関
・ 警察
・ 医療関係
・ 福祉関係

関係機関
・ 警察
・ 医療関係
・ 福祉関係

8 「いじめ」の解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消と判断してはならない。
次に上げる2つの要件が満たされて「いじめ」の解消とする。

1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、いじめを受けた本人と保護者に対する面談等により確認する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分に有り得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒を日常的に深く観察する必要がある。

9 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況の評価について

1) 学校評価

「いじめ」の有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価する。

2) 教員評価

「いじめ」の有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見に努めるとともに、**いじめが発生した際に問題を隠さず**、迅速かつ適切な対応や組織的な取組を行っていることなどについて評価する。